

岩手県監査委員告示第50号

監査結果の公表（平成27年岩手県監査委員告示第42号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年12月15日

岩手県監査委員 高橋 元
 岩手県監査委員 嵯峨 壱朗
 岩手県監査委員 吉田 政司
 岩手県監査委員 工藤 洋子

1（1） 監査対象機関名 県南広域振興局保健福祉環境部一関保健福祉環境センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成27年6月9日

イ 本監査実施日 平成27年7月15日

（3） 監査結果の公表の日 平成27年9月8日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
母子福祉資金及び寡婦福祉資金の管理に当たり、債権処理の手續に不適切なものが3件、510,399円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	債権管理については、債権者の生活情報の的確な把握、文書・電話等による督促、関係機関との連絡調整等を確実に行うことにより、適正な債権管理の徹底を図り、再発防止に努めることとした。

2（1） 監査対象機関名 県南広域振興局土木部一関土木センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成27年6月16日及び17日

イ 本監査実施日 平成27年7月14日

（3） 監査結果の公表の日 平成27年9月8日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 使用料の徴収に当たり、債権確定後相当期間遅れて調定しているものが1件、333,600円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	ア 使用料の徴収に当たっては、債権確定後速やかに調定を行うとともに、調定状況の定期確認と職員相互のチェックを加え適正な事務の執行に努めることとした。
イ 使用料の収納に当たり、収納方法を誤っているものが3件、124,500円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	イ 使用料の収納に当たり、現金による納入の申出については、直接収納の手續により、適正な事務の執行に努めることとした。

3（1） 監査対象機関名 県南広域振興局土木部千厩土木センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成27年6月18日

イ 本監査実施日 平成27年7月14日

（3） 監査結果の公表の日 平成27年9月8日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託料の支出に当たり、過年度に係る経費を支出してい	委託業務の執行に当たっては、問題発生時における的確

るものが1件、4,821,120円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	な対応の徹底と職員間の十分なコミュニケーションを図ることにより適正な事務の執行に努めることとした。
---	---

4(1) 監査対象機関名 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成27年5月20日及び21日

イ 本監査実施日 平成27年7月22日

(3) 監査結果の公表の日 平成27年9月8日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>委託料の支出に当たり、請求書受理後相当期間経過してから支出しているものが1件、17,380,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>なお、前年度の監査の結果、注意事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。</p>	<p>委託料の支出に当たっては、請求書は担当の上位者が受領することとし、精算一覧表に請求書受領日、請求額及び支払日の欄を設け、支払状況を複数で確認できるよう整備し、支払遅延の防止に努めることとした。</p>

5(1) 監査対象機関名 県北広域振興局保健福祉環境部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成27年6月9日

イ 本監査実施日 平成27年7月23日

(3) 監査結果の公表の日 平成27年9月8日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>生活保護費に係る費用返還債権の管理に当たり、消滅時効完成後著しく遅れて不納欠損処理をしているものが1件、356,146円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>返還金徴収の対象となっている全ケースについて、返還・徴収進行管理表により進捗管理を行うこととし、同管理表へ時効の起算日及び完成日を明記し、随時適切な納入指導を行うとともに、時効が完成した場合の事務処理が遅延することがないように複数体制で確認を行い、再発防止に努めることとした。</p>